

No. 7	社会科基礎力強化シート (公民・きまりの意義)	年 組
		氏名

/7 問
------

次の ( ) に当てはまる言葉をそれぞれ書きましょう。

- 人間はさまざまな (①) に所属し、その一員として協力し、関係をもちながら生きている。こうしたことから、人間は (②) であるといわれている。
- 私たちはさまざまな (①) の中で生活している。私たちが最初に所属する (①) は (③) である。
- 次の資料のように、日本国憲法は (③) 生活の根本として、「(④) の尊厳と (⑤) の (⑥) 平等」(第24条) を定めている。

日本国憲法に見る家族(日本国憲法第24条)

① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

- 私たちが、たがいの個性や考え方を尊重し合って生活するためには、個人個人の意見や利害のちがいを調整し、ともに生きていくための (⑦) (ルール) が必要である。

身近にある(⑦)の例

- ・ 家族や友達との間での約束事
- ・ 学校や生徒会の規則
- ・ スポーツのルール
- ・ 会社と会社、個人と個人の間で結ばれる契約
- ・ 国の法律
- ・ 国家間で結ばれる条約 など

私たちが社会の中でどのような集団に属し、社会で暮らしていくためにどのようなきまりが必要なのか考えてみよう。



【解答】

- ① 社会集団
- ② 社会的存在
- ③ 家族
- ④ 個人
- ⑤ 両性
- ⑥ 本質的

- ⑦ きまり(同意可)